

神戸産農水産物の販路拡大及びブランド化に向けた調査・PR業務 仕様書

1. 業務名称

神戸産農水産物の販路拡大及びブランド化に向けた調査・PR業務

2. 業務目的

神戸市は、2015年から、この都市地域と農漁業地域が近接した神戸独自のポテンシャルを最大限に活用し、神戸産農水産物を使用した飲食店等の拡大、里山の木材や環境を活用した商品開発など、農を活用した食ビジネスを市内全域に展開し、国内外に発信する戦略として「食都神戸」を掲げ、世界の人々が集い食で賑わう食文化の都の創造をすすめている。

本業務では、神戸産農水産物の販路拡大及びブランド価値を高めることを目的として、生産者の顔や農水産物等の特徴、こだわりやストーリーまで見える情報冊子の作成を行うとともに、小売店・飲食店等の販路調査や課題分析を行い、神戸食材フェア（仮称）開催業務を委託するものである。

3. 業務内容

(1) 神戸産農水産物の魅力調査及びカタログの作成

神戸産農水産物を購入する消費者や扱う飲食店・小売店（青果店、スーパーなど）を増やし、地産地消を促進するとともに「神戸産」に付加価値をつけてブランド化するため、神戸の農漁業者や農水産物、産地としての魅力をPRする媒体（カタログ）を作成する。

- 取材対象は、神戸市内の農漁業者（農家・漁師・畜産農家等）で、最低でも農水産物10品目以上かつ各品目につき農漁業者1事業者以上とする。

また、取材対象の候補者リストは市が提供し、受託事業者が調整のうえ取材を行うこととする。

- 農水産物は、過去に食材フェアで取り扱った7品目（いちじく・いちご・ほうれんそう・北神ねぎ・しらす・はも・須磨海苔）及びこうべ旬菜を必須とし、その他を提案とする。

（参考） こうべ旬菜

<https://www.city.kobe.lg.jp/a67688/kanko/nogyogyo/nosuisanbutsu/syokuanzenansin.html#koubesyunnasai>

- 神戸の農漁業や農水産物の魅力として、食材の特徴やストーリー、生産者ごとの栽培方法に関する工夫やこだわり、産地としての背景（地形や歴史、地の利等）を情報収集し掲載すること。

- 掲載内容は①消費者向け、②事業者（飲食店・小売店）向けに公開することを想定し、特に②については、販売促進に活用できるよう、取材対象の同意を得たうえで、オープンソースとすること。

- 媒体は、事業者への配布を想定して紙及びWEBデータとする。

- 印刷部数は1,000部として見積ること。

【提案項目】

- ・業務工程
- ・掲載する食材や農漁業者の例（詳細は市と協議の上決定する）
- ・記事内容やデザインのコンセプト
- ・媒体の詳細（紙の場合はサイズ、WEB データは掲載場所など）

（2）神戸産農水産物の販売状況調査

市内飲食店への販路拡大策を検討するため、

- ①市内の小売店（スーパー、商店街等の青果店や鮮魚店等）、事業者向け店舗（飲食店向け配達業者も含む）を対象に神戸産農水産物の取扱有無（地産地消コーナーを設けているか等）及び意向、取扱にあたっての課題等についてヒアリング調査を行い、取扱店舗を増やすにあたっての課題を分析し、解決方法を検討すること。
 - ・設問項目及び調査先の詳細は市と協議のうえ決定する。
 - ・対象店舗のリストは市が提供する（目安：約 300 店舗）。
- ②（1）で作成するカタログを活用し、調査と併せて、神戸産農水産物の取扱いを呼びかける。
 - ・新たな取扱店舗が、少なくとも 5 店舗程度となるよう努めること。
- ③調査結果から取扱店舗をリストアップし、神戸市HPのオープンデータサイトに掲載するデータ（CSV 形式）及びグーグルマップのマイマップ作成用のデータを作成する。

【提案項目】

- ・業務工程
- ・事業趣旨に照らし、効果的と考えられる調査方法及び設問項目
- ・調査にかかる体制
- ・（3）食材フェアに向けて飲食事業者の仕入れのしやすさにつながるような工夫

（3）神戸食材フェア開催業務

市民や観光客が神戸産農水産物（神戸食材）の魅力を知り、地元の食材を意識して「買う」「食べる」といった行動に繋がるよう、旬の神戸産農水産物を使用したオリジナルメニューを期間限定で飲食店等にて提供するフェアを開催する。

①企画運営

- ・神戸産農水産物を使ったメニューを飲食店にて提供するフェアを企画する。
- ・（1）の調査結果やオープンソースを活用し、飲食店（料理人）に食材や生産者の魅力を伝え、趣旨に共感してもらえるよう、これまで参加のあった飲食店等への継続アプローチに加え、新規店の掘り起こし及び参加への働きかけを行うこと（目標店舗数：参加 60 店舗以上）。
- ・いちごと須磨海苔を使用する飲食店を合わせて 40 店舗は確保すること。
- ・フェア終了後も神戸産農水産物の継続的な使用につながるような工夫を行うこと。
- ・フェアの効果測定のため、神戸産農水産物を使うことに対する飲食店の意識の変

化や、売り上げへの貢献度等について定性的な調査を行うこと。

- ・令和5年2月～3月頃に実施

②広報

より多くの集客につながり、飲食店にとって参加メリットとなるよう広報を行う。

- ・(1)の調査結果やオープンソースを活用し、消費者に神戸産農水産物や生産者の魅力が伝わるようにすること。
- ・主な対象は、市民及び関西圏在住者とする。
- ・飲食店から掲載手数料等を収集することはできない。
- ・広報に必要な写真やその他素材を、必要に応じて収集・作成すること。

【提案項目】

- ・業務工程を含む具体的な企画運営及び広報方法

4. 納品物

- (1) 事業完了報告書 (Microsoft Word、Excel、PowerPoint で開くことができるデータファイル形式)
- (2) 広報物などの画像及び動画等のデータファイル

5. 本市との調整

- (1) 各種企画提案書、計画書、進捗状況報告の提出
 - ①本業務に係る進捗状況を毎月報告すること。
 - ②本業務を実施する中で、進捗状況の報告書の作成が必要なものについて、本市から依頼があれば速やかに対応すること。
 - ③事業の方向性に関する事項及び市民や関係機関の参画が必要となる案件については、必ず本市と協議のうえ業務を実施すること。
 - ④その他、必要に応じて本市と協議を行い、業務を実施すること。
- (2) 定例会議
 - ①業務遂行にあたり、本市と月1回程度定例会議（オンライン可）を行うこと。
 - ②毎回終了後に議事録を作成し、速やかに本市に提出すること。

6. 委託契約金額の上限

上限 8,000,000 円 (税込)

7. 委託業務期間

契約締結日から令和5年3月31日

8. 実施体制

- (1) 委託業務の履行にかかる総括責任者を配置すること。なお、総括責任者は、業務に従事する者の指揮監督を行うとともに、業務履行の管理及び本市との連絡等に当たるものとする。
- (2) 進行管理を担う進行管理者を配置すること。
- (3) (1) 及び (2) は、契約締結日から令和5年3月31日まで、原則として同じ担

当者が本業務に携わること。

- (4) 本市は委託契約が終了するまでの間、委託業務に係る発生した問題の対応策等について、必要に応じて受託者との協議の場を設けることができる。このとき、受託者は速やかに本市からの要請に応じること。
- (5) 受託者は、委託契約が終了するまでの間、委託業務の進捗状況や業務内容に問題が発生した場合、直ちに本市へ報告を行い対応策等について協議の場を設けること。
- (6) 受託者は、事前に本市の承認を得て、事業の一部を再委託できる。
- (7) 複数の事業体による共同体として事業を実施する場合は、代表事業者を決定し、本市との契約や事業実施にあたっての協議等は代表事業者が実施するものとする。

9. 制作物に属する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 履行により制作された成果物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、全て本市に帰属、もしくは譲渡する。
- (3) 受託者は、本市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、本市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- (4) 受託者は、本市の書面による事前の承諾なくして、成果物を目的外に利用し、また第三者に提供し、もしくは利用させてはならない。委託期間終了後、又は本委託業務に係る委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ本市に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任は、全て受託者が負うこと。
- (6) 上記（1）から（5）の規定は、業務の一部を第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任を負うこと。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

10. 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施にあたり、関係法令、条例、及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。

11. その他留意事項

- (1) 事業実施に必要な写真や画像等は原則として受託者の負担とすること。
- (2) オープンデータ化にあたっては、調査対象の許可を事前に得ることとし、許可を得られなかった情報は公開対象としない。
- (3) 受託者において、本仕様書で定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、発注者は業務の再実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。

- (4) 災害等による影響等、やむを得ない事情により計画どおりに事業を実施することが困難な場合は、他の方法等により、受託者は予定する事業実施に向けて最大限の努力を行うものとする。
- (5) 受託者は、遂行中に不測の事故等が発生した場合は、直ちに発注者へ連絡し、適切に対処しなければならない。なお、業務実施期間内に本業務の内容等の変更により委託内容及び委託料の変更が必要となったと認められるとき、その変更について、協議を求めることができるものとする。
- (6) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めはないが業務実施上必要と認められる事項や不明瞭な事項、改善の必要性があると認められる事項にあつては必要に応じて、本市と協議のうえ、実施するものとする。
- (7) 提出された企画提案書、プレゼンテーション等に基づき、本市と契約候補者にて詳細仕様及び契約内容の協議を経て、業務委託契約を締結する。また、企画提案書に記載のある事項を変更する場合、または、企画提案書に記載のない事項については、本市と協議のうえ、実施するものとする。